

令和4年2月3日

各県立学校長 殿

保健体育課長

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の
対応について（通知）

先月末、本県はまん延防止等重点措置区域の指定を受けたところですが、県教委では当該区域の県立学校における休業を行う範囲や条件の考え方について、昨年8月に下記のとおり定めています（令和3年8月31日通知）。

感染者が発生するなど学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合は、従来どおり、保健所や学校医の助言等を踏まえ、その対応策について当課と協議してください。

なお、疫学調査の実施が遅れたり、十分に行えなくなったりしている状況のもとで、保健所や学校医等からの助言が得られない場合において、急迫の事情があるときは、下記の範囲や条件に沿って、学校長において休業を判断して差し支えありません（この場合は、速やかに県教委へ報告を行ってください。）。

記

1 学級閉鎖

- (1) 同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- (2) 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- (3) 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合

2 学年閉鎖

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

3 学校全体の休業

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

連絡先

担当：健康教育係 楠生

電話：099-286-5316

FAX：099-286-5671

※ 本文書の文書管理上の分類記号

「G-3-0（保健管理総括）」